

配水管等の破損事故の処理に関する要綱

(平成二十五年四月一日公営企業訓令第二号)

改正 令和二年十二月二十五日公営企業訓令第七号

(趣旨)

第一条 この要綱は、上下水道企業管理者(以下「管理者」という。)が管理する配水管等の破損事故の処理について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この要綱において「配水管等」とは、配水管、送水管、導水管及び給水管をいう。

(破損事故の連絡等)

第三条 配水管等を破損した者(以下「原因者」という。)は、直ちに管理者に連絡し、管理者の指示を受けなければならない。

2 原因者は、速やかに配水管等破損事故届(様式第一号)を管理者に提出しなければならない。

(修繕)

第四条 破損した配水管等の修繕は、管理者が行う。

(損害賠償)

第五条 原因者は、配水管等の破損事故による損害(前条の修繕に係る費用を含む。)を管理者に賠償しなければならない。

2 損害賠償の額は、次に掲げる費用等の合計額とする。

一 材料費 修繕に要した材料に、管理者が別に定める単価を乗じて得た額とする。

二 人件費 各々の職員の修繕作業に従事した延べ時間数の総数に、管理者が別に定める一時間当たりの単価を乗じて得た額とする。

三 損失水道料金 配水管等の口径、水圧及び破損の形状、漏水時間等を考慮して管理者が損失した水量を認定し、認定した水量に箕面市水道事業給水条例（平成九年箕面市条例第四十六号）第二十二條第一項各号の表に規定する臨時用の用途における超過料金の単価（以下「臨時用の単価」という。）を乗じて得た額とする。

四 洗管水費 管理者が洗管に使用した水量を認定し、認定した水量に臨時用の単価を乗じて得た額とする。

五 その他 前各号に掲げるもののほか、配水管等の破損事故の処理に要した費用の額及び配水管等の破損事故による損害額とする。

（請求）

第六條 管理者は、修繕が完了したときは、配水管等破損事故損害賠償請求書（様式第二号）により、原因者に損害賠償を請求するものとする。

2 原因者は、前項の規定により請求された額を管理者が指定する日までに全額納入しなければならない。

附 則（平成二十五年公営企業訓令第二号）

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則（令和二年公営企業訓令第七号）

この要綱は、令和三年一月一日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

配水管等破損事故届

年 月 日

（あて先）箕面市上下水道企業管理者

氏名又は名称

住 所

原因者

代表者氏名

⑩

電 話

下記のとおり、配水管等を破損しましたので、配水管等の破損事故の処理に関する要綱第3条第2項の規定により、届け出ます。

なお、配水管等の修繕に要する費用は、当方で負担します。

記

- 1 破損した場所 箕面市
- 2 破損の日時 年 月 日 時 分頃
- 3 破損した管の種類 配水管・送水管・導水管・給水管
- 4 破損した管の口径 ミリメートル

様式第2号（第6条関係）

配水管等破損事故損害賠償請求書

年 月 日

様

箕面市上下水道企業管理者 氏 名 ⑩

年 月 日に届け出のありました配水管等の破損事故について修繕を完了しましたので、配水管等の破損事故の処理に関する要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- | | |
|---------|-------|
| 1 請求金額 | 円 |
| (内訳) | |
| ・材料費 | 円 |
| ・人件費 | 円 |
| ・損失水道料金 | 円 |
| ・洗管水費 | 円 |
| ・その他 | 円 |
| 2 納入期限 | 年 月 日 |